

別表22 断面修復材

項目	評価基準内容
① 評価対象資材	土木建築用の断面修復材を対象とする。
② 品質・性能	<p>a. 建築用 「日本建築学会／鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断及び補修指針（案）・同解説の付録1. 断面修復用ポリマーセメントモルタル及び断面修復用軽量エポキシ樹脂モルタルの品質基準（案）（H14）」に適合していること。</p> <p>b. 土木用 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社「構造物施工管理要領（R6.7）」3-3 断面修復の品質規格に適合していること。</p>
③ 再生資源の含有率	<p>別表22-1に掲げる再生資源を、製品に対する質量比で15%以上含有しており、これら以外の再生資源を含有しないこと。</p> <p>ただし、この含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。</p>
④ 環境に対する安全性	<p>a. 原料および再生資源の原料として、特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p>b. 原則として原料（再生資源）が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項に定める溶出量における環境基準のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素における基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。</p>
⑤ 品質管理	<p>a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。</p> <p>b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。</p>
⑥ 環境負荷	<p>a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄与の度合いについて、報告すること。</p> <p>b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表22-2に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。</p>

別表22-1 断面修復材の原料となる再生資源

原料となる再生資源	<p>○高炉スラグ</p> <p>○フェロニッケルスラグ</p> <p>○電気炉酸化スラグ</p> <p>○一般廃棄物熔融スラグ</p> <p>○キューポラスラグ</p> <p>○建設汚泥を分級・脱水・洗浄した再生骨材</p> <p>○産業廃棄物熔融スラグ</p> <p>○フライアッシュ</p> <p>○銅スラグ</p> <p>○コンクリート用再生骨材</p> <p>○下水汚泥熔融スラグ</p> <p>○下水汚泥焼却灰</p>
-----------	---

別表22-2 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

環境負荷の増大が懸念される項目	<p>ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷が増大しないか。</p> <p>イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などによる環境負荷が増大しないか。</p> <p>ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性はないか。</p> <p>エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどにより生態系の破壊を引き起こさないか。</p> <p>オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。</p> <p>カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。</p>
-----------------	---